

いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 30 日策定

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係わる基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が充実した学校生活を送ることができる環境をつくることを目的とする。

1 基本理念

本校は、生徒が校訓である「報恩感謝」「自学自修」「質実剛健」を実践し、安心して中学校生活を送り、お互いの人格と権利を尊重する成熟した社会人へと成長できる環境作り一環として、主体的にいじめ問題に取り組む。

本校は、宗教教育を通して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを生徒に理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されるべき行為ではないとの強い認識を持たせることに努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 授業改善

研究授業、教員研修等を通して、生徒にとってわかる授業の実践に努め、生徒の学ぶ意欲と自己有用感を高める。

(2) 教育相談体制の充実

朝・終礼、ホームルーム活動、授業等において、担任及び教科担当者が生徒の小さな変化にも気づくことができるよう常に細心の注意を払う努力をする。また、定期的にクラス担任は個別面談を行い、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携協力を図り、適切な助言やクラス全体への働きかけができるように努める。

(3) いじめが起きない学校風土づくり

いじめは人間として絶対許されないことを日々の宗教教育を通して訴え続け、生徒が安心して学校生活を送れる環境作りに努める。

(4) 生徒への啓発

いじめに関する注意喚起を機会あるごとに行うと同時に、総合的な学習の時間での人権学習や教科情報でのインターネットモラルの学習等を通して、生徒自らの「いじめ防止」の意識を高める。また生徒だけでなく保護者にも SNS 等インターネット上でのいじめに関する現状と対策について理解と協力を求める。

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 積極的ないじめの認知

朝・終礼、ホームルーム活動、授業等で生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、生徒指導部や養護教諭と連携しながら積極的にいじめを認知するよう努める。

(2) 自己チェックシステムの活用及びアンケートの実施

生徒が定期的に自分の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをクラス担任が確認することにより、また必要に応じていじめ等の実態調査を行い、問題の早期発見に努める。

(3) 保護者との連携

日頃から担任と保護者との連絡を密に行い、保護者がどんな些細なことでも担任に相談できる環境作りに努める。また、警察署や駅などの関係機関との連携を進め、情報交換する中で地域での生徒の様子を把握し、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。さらに、担任以外にも生徒指導部の教員や養護教諭及びスクールカウンセラーと相談できる旨を周知し、問題の早期解決を図る。

4 いじめの早期解決に向けた取り組み

(1) 組織的対応

特定の教職員で抱え込まず、第一教頭・第二教頭・中学部長をはじめ必要ならば生徒指導部長や養護教諭とも速やかに情報を共有しながら問題解決を図る。「いじめ対策委員会」を立ち上げた場合は、委員で協議を重ね問題解決に向けて計画の立案と適切な対応により、被害生徒を守り通す一方、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。

(2) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(3) 保護者との連携

被害生徒及び加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と指導についての協力を得る。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

「いじめ対策委員会」

いじめを未然に防ぐための指導方法や対策を協議するため及びいじめが起きたときの早期解決に向けた取り組みを行うために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成委員) 校長、第一教頭、第二教頭、中学部長、教務部長、生徒指導部長、
渉外部長、養護教諭

(活動) ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
・当該いじめ事案の対応方針の決定及び経過確認

6 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を学校法人及び知事に速やかに報告する。

(2) 学校いじめ調査委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する

7 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育成する取り組みやいじめの未然防止のための取り組みに関すること。
- ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取り組みに関すること。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。